

静岡市職員退職手当支給条例の一部改正について

静岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月17日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

静岡市職員退職手当支給条例（平成15年静岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「給与条例第35条に規定する非常勤職員」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）」に改める。

第18条の見出し中「臨時職員等」を「会計年度任用職員等」に改め、同条第1項中「給与条例第35条に規定する臨時又は非常勤職員」を「会計年度任用職員並びに地方公務員法第22条の3第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項及び静岡市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成29年静岡市条例第11号）第10条第1項の規定により臨時的に任用された職員」に、「臨時職員等」を「会計年度任用職員等」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「臨時職員等」を「会計年度任用職員等」に改める。

第24条中「臨時職員等」を「会計年度任用職員等」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市職員退職手当支給条例第18条及び第24条の規定は、この条例の施行の日以後の勤務した期間に係る在職期間について適用し、同日前の勤務した期間に係る在職期間については、なお従前の例による。